北緯三十四度四十二分二・五秒東経百三十五度五十八分三十六・五秒の地点、北緯三十四度四十二分二・五秒東経百三十五度二十分三十四・四秒の地点、北緯三十四度四十分五十七・六秒東経百三十五度五十八分三十六・五秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた海域並びに北緯三十四度四十二分二・五秒東経百三十五度十九分二十九・九秒の地点、北緯三十四度四十三分二・六秒東経百三十五度十九分二十九・九秒の地点、北緯三十四度四十三分二・六秒東経百三十五度十九分二十九・九秒の地点及び北緯三十四度四十三分二・六秒東経百三十五度十九分二十九・九秒の地点及び北緯三十四度四十三分二・六秒東経百三十五度十九分十九・四秒の地点、北緯三十四度四十三分二・六秒東経百三十五度十九分十九・四秒の地点、北緯三十四度四十三分二十五・三秒東経百三十五度十九分四十九・九秒の地点及び北緯三十四度四十三分二十一・八秒東経百三十五度十九分五十六・八秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた海域並びに北緯三十四度四十三分二十二・五秒東経百三十五度十九分四十九・四秒の地点、北緯三十四度四十三分十九・四秒東経百三十五度十九分四十九・二秒の地点、北緯三十四度四十三分十八・〇秒東経百三十五度二十分六・二秒の地点及び北緯三十四度四十三分十七・三秒東経百三十五度二十分六・二秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた海域。

○国土交通省告示第五百三十一号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

福山通運株式会社　広島県福山市東深津町四丁目二十番一号

西濃運輸株式会社　岐阜県大垣市田口町一番地

二　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

貨物自動車運送事業

三　特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年七月十四日

○環境省告示第六十一号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、福島県庁、会津若松市役所、郡山市役所及び猪苗代町役場に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年七月十五日

環境大臣臨時代理

国務大臣　小泉進次郎

一　名称

猪苗代湖

二　区域

福島県会津若松市、郡山市及び耶麻郡猪苗代町の各一部

三　区域図（省略）

○関東地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
渋川市上白井字上ノ段八六三番五から沼田市岩本町字柿平五二三番九まで	前	ＢＡ　一〇・〇～一一・五　一三六・〇メートル	三・三五三キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一〇・〇～一一・五　一三六・〇～二六一・〇　一三六・〇メートル	三・三五三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○中部地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十五日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	奈良県山辺郡山添村大字三ヶ谷一四五九番一から同村大字三ヶ谷一四六九番一まで	中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月十五日

○近畿地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十五日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大津市北小松字鵜川一〇四番二から同市北小松字大門一〇一〇番まで	前	ＢＡ　七・〇～二一・五　二六・一四メートル	二・二八二キロメートル	上記Ａ、Ｂ及びＣは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		ＣＢＡ　二一・五～三一・三三　八四・一〇～六九・五四　一一・一四九～一一・一三三		
	後	ＢＡ　七・〇～二一・五　二六・一四～八四・一〇　二・二八二～二・二八二		
大津市北小松字大門一〇一五番から同市北小松字宇藤田一一八番三まで	前	三七・三〇～六・六一　一三八・四三	〇・二六二	
	後	三六・六一～一三八・四三	〇・二六二	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○九州地方整備局告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十五日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　鹿島都市計画道路事業三・四・四号鹿島駅城内線、七・五・五号鹿島駅組知線及び三・四・二号井手西葉線

三　事業施行期間　自令和七年七月十五日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　佐賀県鹿島市大字高津原字横澤篭及び薬師篭地内

使用の部分　佐賀県鹿島市大字高津原字横澤篭地内